

## 結婚新生活支援事業

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、結婚生活をスタートする新婚夫婦に、住居費や引越費用などの一部を補助します。なお、この補助金の活用を検討される方は、**事前に町民福祉課へお問合せ**ください。

### 事業の内容

交付対象 令和4年1月1日以降に婚姻届を受領され、次の要件をすべて満たす夫婦

- 前年(4月又は5月に申請する場合は、前々年)の夫婦の合計所得が400万円未満であること  
※夫婦の双方または一方が申請時において無職の場合は、「所得なし」として算出します。  
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得から貸与型奨学金の返済額を控除します。
- 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること
- 対象となる住居が町内にあり、夫婦双方または一方が居住し、住民登録をしていること
- 夫婦の双方が町税の滞納がないこと
- 補助金の交付から3年以上神川町に居住する意思があること
- 過去にこの制度の補助金の交付を受けていないこと
- 他の公的補助による家賃補助を受けていないこと



町ホームページ

補助金額 【夫婦ともに29歳以下】1世帯あたり最大60万円 【左記以外】1世帯あたり最大30万円

対象経費 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った次の費用

- 新たに神川町の住宅を取得した際の費用、リフォーム費用  
(婚姻前の住宅購入、リフォームについては、婚姻日から1年以内に契約したもの)
- 神川町の住宅物件を賃貸する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 引越業者や運送業者に支払った引越費用

交付申請 補助金の交付を受けるには、令和5年3月31日までに交付申請の手続きが必要です。

※予算に達し次第、受付は終了となります。

## 令和3年度 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(国制度)の手続きはお済みですか

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117  
コールセンター(内閣府) ☎電話0120-526-145

申請期限 9月30日(金)

臨時特別給付金の要件に該当していると思われる方(世帯全員が住民税非課税と思われる世帯の世帯主)に確認書を、未申告等で世帯全員が住民税非課税であることが確認できない方(世帯主)には申請書を郵送しています。

手続きがお済みでない方は、速やかに手続きをお願いします。

なお、期限を過ぎると受給を辞退したとみなし、受給できませんのでご注意ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)の申請期限についても9月30日です。



町ホームページ

## 児玉郡市広域消防本部からのお知らせ

問合せ 児玉郡市広域消防本部 ☎0495-24-0119(代表)、0495-24-8392(予防課)

### 住宅用火災警報器の設置調査を行います

全ての住宅で義務化となっている住宅用火災警報器の設置状況調査を行います。消防職員が無作為抽出によりお宅を訪問し、玄関先またはインターホン越しで聞き取り調査を行いますので、ご協力をお願いします。

※住宅内へ入ることは一切ありません。

調査期間 5月9日(月)～29日(日)

調査内容 ①住宅用火災警報器の設置の有無

②住宅用火災警報器を設置している場合は、設置場所と経過年数

③住宅用火災警報器の点検(作動確認)の有無と結果

また、不適正な訪問販売や電話勧誘等が増加しています。消防署や役場の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器の販売等を行うことはありません。これらの悪質な業者にはご注意ください。

### 救急車の適正利用に関するお願い

令和2年中の県内救急出動件数は約32万7千件で、「約1分半に1回」、これは県内で救急車が出動している回数です。一方で、搬送者の約半数が入院を必要としない軽症という現状もあり、この中には、本来、救急車を利用する必要がなかった人もいます。

現在、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、救急医療機関への入院調整が切迫した状況となっており、患者の搬送先がなかなか決まらない搬送困難事案が多数発生しております。

つきましては、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか迷ったら、埼玉県救急電話相談を積極的にご利用ください。

埼玉県救急電話相談 #7119(24時間対応)

なお、新型コロナウイルス感染症に関する相談は、埼玉県ホームページをご覧ください。



コロナ相談窓口



救急電話相談

## 産婦健康診査の助成のご案内

問合せ 子育て相談窓口 ☎0495-74-0205 FAX0495-77-2117

町では、令和4年4月1日以降に受診した産婦健康診査費用を1回助成します。

対象者 町内に住所を有し、おおむね出産後1か月以内に産婦健康診査を受診した方

助成となる健診 基本的な産婦健康診査(一般診察、尿検査等)およびこころの健康チェック

助成上限額 5,000円(超える場合は自己負担となります)

【助成の方法】

●契約医療機関または助産所で受診する場合

対象となる方へ郵送または母子健康手帳交付時にお渡しする「産婦健康診査助成券」を精算時に医療機関または助産所へ提出してください。上限の5,000円までが支払い時に控除されます。

●契約医療機関または助産所以外で受診する場合

医療機関または助産所にて自己負担でいったんお支払いください。後日、保健センターへ申請することにより助成します。

